横須賀市立桜小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和５年４月１日改訂

１　いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

２　いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。（校内、児童指導部が兼務します）

学校いじめ防止対策委員会

児童指導部からそれぞれ１名選出します
今年度の高ブロは村上です

学校内		学校外
校長	支援教育コーディネーター	学校運営員
教頭	養護教諭	学校運営員
児童指導部（高ブロ）	スクールカウンセラー	学校運営員
児童指導部（中ブロ）	ふれあい相談員	学校運営員
児童指導部（低ブロ）		学校運営員

〈会議の開催形態〉

①「校内いじめ防止対策委員会」（日常的な関係者の会議）

児童の問題行動等に係るに情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。原則として、月１回開催します。

〈活動内容〉

・いじめ対応への検討・対応方針の決定

・いじめ相談・通報対応

②「学校いじめ防止対策委員会」

外部関係機関を含めた情報共有の場を設け、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。原則として、年２回開催します。

〈活動内容〉

・いじめ防止等の取組の検討・検証

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。（別紙）

３　いじめの未然防止

ア　いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。

イ　職員が児童を一人の人間として尊重し、日頃から児童の心に寄り添うことを心がけます。

ウ　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

エ　授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めます。

オ　学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。

カ　いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

４　いじめの早期発見

ア　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。（休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子の把握）

イ　児童・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。

①相談窓口の周知

桜小学校　相談室：　月曜日・金曜日　046-822-3707

横須賀市教育委員会　こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

②保健室だより、相談室だよりの発行

③スクールカウンセラーの活用（年数回　桜小に来校）

ウ　定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童の状況を客観的な把握に努める。

学校生活アンケートの実施　　年２回（6 月、11 月）

５　いじめへの対処

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ちます。

ウ　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

エ　いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

カ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。

キ　インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。

ク　具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

６　重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行います。

ア　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。